

盛岡広域振興局長告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年3月5日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371400078	株式会社松福堂	株式会社松福堂 ほっと・はーと関口デイサービス	八幡平市松尾寄木第15地割234番地1	平成25年3月31日

2 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101172	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城盛岡営業所	岩手郡滝沢村滝沢字外山170番地6	平成25年3月31日
0372200717	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城紫波営業所	紫波郡紫波町二日町字北七久保232番地1	〃

3 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101172	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城盛岡営業所	岩手郡滝沢村滝沢字外山170番地6	平成25年3月31日
0372200717	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城紫波営業所	紫波郡紫波町二日町字北七久保232番地1	〃